



せみね 監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田 50-8, 電話 0228-38-3131)

今年、働き方は大きく変わります！

～ 働き方改革関連法は 4 月スタートです ～

働き方改革関連法による改正労働基準法等の施行が目前に迫っています。時間外労働の上限規制や割増賃金率の引き上げなど中小企業には施行が猶予されているものもありますが、**年次有給休暇付与義務化や労働時間の状況の把握**などは、すべての事業場でこの 4 月に施行となります。当署では、改正法の円滑な施行に向けて、以下の支援策を予定・実施中です。改正法にスムーズに対応するため、是非ご活用ください。

1 改正労働基準法等実務研修会

働き方改革関連法の概要については、昨年 7 月の公布以降、各商工会や基準協会瀬峰支部等のご協力をいただきながら説明会を開催するなどして周知に取り組んできましたが、施行目前となったこれから、労務管理の実務に従事する方々などを対象とした研修会を開催します。年度末となりますが、同じ内容で 5 日間合計 10 回開催しますので、ご都合に合わせてご参加ください。

開催日時	第 1 回	平成 31 年 1 月 23 日 (水)	※時間は各回とも以下のとおり ① 10:00~12:00 ② 13:30~15:30 ※現在の労働法制と改正法の内容を合せて説明します。
	第 2 回	平成 31 年 2 月 7 日 (木)	
	第 3 回	平成 31 年 2 月 13 日 (水)	
	第 4 回	平成 31 年 2 月 19 日 (火)	
	第 5 回	平成 31 年 3 月 6 日 (水)	

お申し込み、お問い合わせ先は当署「労働時間相談・支援班」まで。又は、宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ(瀬峰監督署)をご覧ください。

2 訪問支援

上記の研修会に参加できない事業主や個別に説明を希望する事業主等を対象に、当署労働時間相談・支援班の職員が各事業場等を個別に訪問して説明し相談に応じます。訪問を希望する事業主等と日程調整の上で訪問し、当日は事業主等からの聴取により進めます。なお、事業場支援を目的に実施するため、法違反等の疑いを認めた場合でも期限を付して是正改善等を求めることは行いません。

～凍結路面等での転倒災害にご注意ください！～



STOP! 転倒災害
プロジェクト

休業日数が 4 日以上となる労働災害では、「転倒」による被災者が最も多くなっています。この傾向は全国的なもので、厚生労働省は平成 27 年 1 月に「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を開始して、継続してその防止に取り組んできました。しかし、昨年 10 月時点で、全国では転倒災害が前年同期に比べて 17.8% 増加し、当署管内においても昨年 1 月～2 月に積雪や凍結による転倒災害が多発したことから、被災者数は 11 月時点で前年同期の約 2.2 倍の 57 名となっています。例年、冬季は特に積雪や凍結による転倒災害が多く発生する傾向にあります。

各事業場におかれましては、下記の対策も含め転倒防止に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ(瀬峰監督署)に、昨シーズンの冬季転倒災害と再発防止対策の事例等を記載した独自資料を掲載しています。

記

- ① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- ② 凍結のおそれのある屋内の通路や作業場への温風機の設置等による凍結防止対策の実施
- ③ 屋外通路や駐車場における転倒リスクに応じた危険マップの作成による周知
- ④ 凍結路面や除雪機械通過後の路面での荷物の運搬方法や作業方法の見直し
- ⑤ 凍結のおそれがある屋外通路や駐車場での滑りにくい靴の着用勧奨 など

労働災害発生状況 (平成 30 年 11 月末日現在)

	管内 (登米・栗原) 被災者数		県内被災者数	
	平成 30 年	前年同期	平成 30 年	前年同期
休業 4 日以上	140 人	132 人	2,195 人	1,964 人
死亡	3 人	1 人	22 人	12 人

年末・年始労働災害防止強化運動実施中 (1 月未まで)

<シリーズ「働き方改革関連法の概要」>

～その5 労働時間の状況の客観的な把握の義務づけ～

労働基準法が労働時間や休日、深夜業等についての規定を設けていることから、使用者は、当然に、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しているとされています。これまで、割増賃金を適正に支払うために労働時間を客観的に把握することが「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」によって具体的に示されてきました。しかし、裁量労働制で働く方々や管理監督者は時間外労働時間に応じた割増賃金の支払対象とされていないことから、このガイドラインの対象から外されていました。

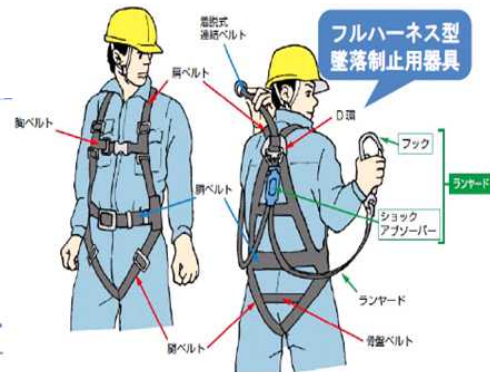
今回の改正では、健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含めたすべての労働者（高度プロフェッショナル制度適用者を除く）の労働時間の状況を、タイムカードやパソコンの使用時間の記録など客観的な方法その他適切な方法で把握することが、改正労働安全衛生法により義務づけられました。また、把握した労働時間の状況を記録して3年間保存することや把握した労働時間の状況に応じて長時間労働者に対する医師による面接指導を確実に実施することも併せて必要です。なお、高度プロフェッショナル制度適用者の健康管理については、別途、「健康管理時間」の把握が義務づけられることから、この適用は除外されています。

改正法の施行日は今年4月1日です。早めのご準備をお願いします。



<安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！>

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い替えをお願いします～



建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について法改正が行われています。また、安全な使用のための「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」が策定されています。今回の主な改正点等は以下のとおりです。

改正法令の施行日は2月1日ですが、猶予措置等がありますので、詳しくは当署安全衛生係にお問い合わせください。

- ① 「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に変更しました。また、墜落制止用器具として認められる器具を、①胴ベルト型（一本つり）及び②ハーネス型（一本つり）のみとしました。※従来のU字つり用胴ベルトは認められません。
- ② 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。但し、高さが6.75m以下の場所では胴ベルト型（一本つり）を使用できます。
- ③ 高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して行う作業に従事する労働者には安全衛生特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を行うことが必要となります。（この特別教育は「人材開発支援助成金」の助成対象となりました。）

土木工事業を対象とした研修会を開催します！

今回の研修会は労働災害防止対策を重点とするほか、改正労働基準法を踏まえた労務管理の重点事項などについて説明します。基本的な内容とする予定ですので、これまで労務管理研修会などに参加したことがないという皆様もこの機会に是非ご参加ください。お申し込みお問合せは当署まで。宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ（瀬峰監督署）にも掲載しています。

- 1 日時：平成31年1月16日（水）
- 2 場所：築館ふるさとセンター（栗原市役所敷地内）

【あとがき】

あけましておめでとうございます。皆様には穏やかな新年をお迎えのことと思います。今年は4月に改正労基法等の施行を控え、また、一昨年大幅に減少した労働災害が昨年増加するなど課題山積ですが、地域の事業場の皆様方のお役に立てるよう職員一同がんばります。今年もよろしくをお願いします。

<せみね監督署だよりは宮城労働局ホームページに掲載中（監督署からのお知らせ→瀬峰監督署）>